

新型コロナウイルス感染症対応支援事業補助金 《施設環境整備事業》



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

長門市では、新型コロナウイルス感染症による全国緊急事態宣言の解除が行われる中、経済活動の段階的再開に備えて、市内事業者が実施する、「新しい生活様式」実践例や業種ごとに策定される新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドラインに対応した施設環境の整備に要する経費の一部に補助金を交付します。

1. 補助対象者

- (1) 本市に本社若しくは主たる事業所を有する法人又は本市に住所を有する個人
 - (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者
 - (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している法人又は個人
 - (4) 市税の滞納がない法人又は個人
- ※1事業者1申請とします。

2. 補助対象事業

- (1) 「新しい生活様式」実践例や業種ごとに策定される新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドラインに対応した施設環境を整備する事業
 - (2) 令和2年5月14日以降に開始した事業
 - (3) 令和3年3月31日までに完了する事業
- 《例》
- 飛沫感染防止のための換気扇や大型扇風機の設置、パネルやビニールカーテンの設置
 - 接触感染防止のための自動券売機や注文機の設置、キャッシュレス決済システムの導入
 - テイクアウトやデリバリーサービスなどへの業態変更に伴う施設の改修
 - 働き方の新しいスタイルを実現するためのテレワーク環境の整備

3. 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	補助率
工事請負費、備品購入費、原材料費、委託料、その他必要があると認められる経費	補助対象経費の4分の3以内で、上限額は1,875千円、下限は300千円です。 ※算出した補助額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とします。 ※消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象外となります。

4. 募集方法/提出先

第1回応募期間7月10日(金)まで

- 受付期間: 第1回申請受付: 令和2年6月19日(金)～7月10日(金) 午後5時必着
第2回申請以降: 随時受付(予算額に達した時点で応募受付終了)
- 受付時間: 土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- 提出先: 〒759-4192 長門市東深川1339番地2
長門市役所経済観光部産業戦略課(本庁舎2階14番)
- 提出方法: メール、郵送、持参

申請の流れについては、裏面へ